

## 37 海禁と禁教

### 1 家康の外交方針と西洋諸国との関係

家康は、西洋・アジア各国との善隣外交策をとり、朱印船（家康の与えた海外渡航許可証である朱印状を携帯した商船）による日本人の海外渡航を積極的に奨励した。同時に、貿易の管理・独占と禁教方針が明確になっていくことにも注意したい。

また同時期には朱印船貿易の発展（朱印船の主要な交易相手国は日本銀を求める中国商人）を背景に、東南アジアに進出。

#### 朱印船貿易

幕府から海外渡航を許可する朱印状を与えられた船が行った貿易。

大名：島津家久（鹿児島初代藩主）・有馬晴信（平戸）

京都商人：角倉了以（元京都の土倉）・茶屋四郎次郎（幕府の呉服師）

大坂商人：末吉孫左衛門（銀座の創設に尽力）

長崎商人：末次平蔵（長崎代官）

#### ⑥日本町：地図で出る

ルソン＝【ディアオ】【サンミゲル】

比律賓

安南＝【ツーラン】【フェフォ】 越南

シャム＝【アユタヤ】

カンボジア＝【ピニャルー】

【プノンペン】

東南アジア各地には日本町が形成されアユタヤ朝の王室に重用された山田長政のような人物もあらわれた。

#### 貿易品目

輸出：銀・刀剣

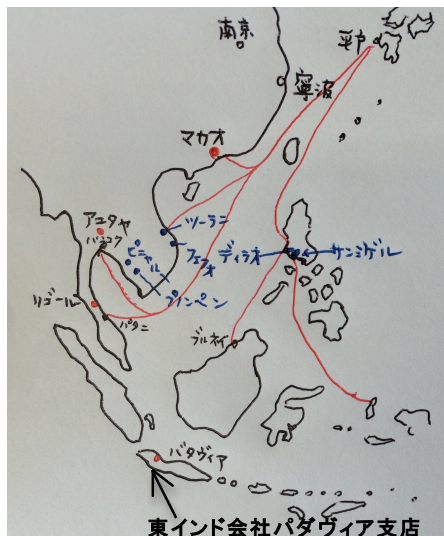
銀の輸出は世界の産出額の3分の1に及ぶ

輸入：生糸・絹織物

#### 出会貿易

海禁政策をとる明との間で行われた貿易携帯。

日明の商人が台湾・ルソン等で出会って貿易した。



經由でスペインに帰すため船を与えた家康が通商交渉のため同行させた）通商関係の樹立には失敗。

1613 仙台藩主伊達政宗が支倉常長をスペインに派遣（慶長遣欧使節）しかし、通商関係は築けなかった。

③1600【オランダ】船、リーフデ号⇒豊後漂着（大分県豊後白杵町）

⇒ヤン=ヨーステン（蘭）外交顧問に

⇒平戸にオランダ商館を建設（～1641、以後長崎出島へ）。2016 センター平戸が出た。長崎との区別。

④【イギリス】1600 リーフデ号のウイリアム=アダムズ（英）、家康に登用される。1623 オランダとの競争に敗れ、自主的に日本を退去。

### 2 糸割符制度

京都・堺・長崎【後に江戸・大坂】の特定商人に糸割符仲間をつくらせポルトガル船の生糸を一括して買い取らせ国内商人に販売させた。

⇒ポルトガル商人の利益独占を排除するため。はじめポルトガル船が積んでくる生糸＝【白糸】と呼んだに限られていたが、1631年【中国】に、1641年に【オランダ】にも適用された。この制度の創設によって、白糸は固定的価格で一括購入されるようになった。⇒白糸購入価格の決定権を日本側が事実上掌握したため、ポルトガル商人が巨額の富を獲得している現実に歯止めがかけられた。

#### 史料研究 糸割符制度

黒船着岸の時、定置年寄共、糸のねいたさざる以前、諸商人【長崎】へ入るべからず

候。糸の直相定候上は、万望次第に商売致すべき者也。

慶長九辰年五月三日 本多上野介（正純）（判）

板倉伊賀守（勝重）（判）

右の節、御定の題糸高、

〔京〕百丸〔堺〕百貳拾丸〔長崎〕百丸

1 黒船は★★の船をさす。ポルトガル船

2 定置年寄共とは★★のことである。糸割符仲間

3 糸は★★産のものである。中国

4 慶長九辰年は西暦★★年である。

5 ここで定められた制度を★★という。糸割符制度

将軍	外交
家康	①【ポルトガル】1604 徳川家康、白糸（中国産輸入 <u>生糸</u> ）を日本に持ち込んで巨利を得ていたポルトガル商人に対抗して⇒ <u>糸割符制度</u> を創設
	②【スペイン】1610 京都の商人 <u>田中勝介</u> をスペイン領 <u>ノビスパン</u> （メキシコ）派遣（上総に漂着したルソンの前総督ドン=ロドリゴをメキシコ

### 3 「鎖国」政策の展開

幕府は、禁教（キリスト教の根絶）と貿易利潤の独占という観点から、外交や貿易を管理する、いわゆる「**鎖国**」政策を次第に強化していった。

将軍	外交
<b>秀忠</b>	1612 直轄領に <b>禁教令</b> 1613 禁教令⇒ <b>全国</b> に拡大 1614 宣教師や高山右近ら 300 人以上をマニラとマカオに追放。 1616 中国船以外の外国船来航を <b>平戸・長崎</b> に限定。 1622 長崎で、宣教師・信徒ら 55 人を処刑（ <b>元和の大殉教</b> ） 1623 イギリス商館閉鎖 1624 <b>スペイン</b> 船の来航禁止 ⇒ポルトガルとの競争で不利、オランダの幕府に対する反スペイン活動
<b>家光</b>	1631 朱印船の渡航を <b>老中</b> の許可制とする（ <b>奉書船</b> 制度開始） 1633 <b>寛永十年鎖国令</b> <b>奉書船</b> 以外の海外渡航禁止 1633 <b>359 が大事な鎖国令</b> ⇒朱印状の他に【 <b>老中奉書</b> 】の所持を義務付けた 1635 <b>寛永十二年鎖国令</b> <b>日本人</b> の海外渡航・帰国の全面禁止 1635 5 年以上海外にいたら帰国禁止 1637 *島原の乱勃発、鎖国の徹底が必要になる 1639 <b>寛永十六年鎖国令</b> ③キーワードは【 <b>かれうた</b> 】 <b>ポルトガル</b> 船の来航禁止 1639
	1641 平戸のオランダ商館を長崎 <b>出島</b> へ移転。このころから、海外情報を記した <b>オランダ風説書</b> の提出はじまる。

#### POINT

【**奉書船制度**】奉書船制度とは、従来の朱印状に加えて老中奉書（老中の許可状）を携帯させることにした、朱印船貿易の統制強化策。

【**オランダ風説書**】いわゆる「鎖国」下、日本との貿易を認められたオランダ船が長崎来航にあたって幕府に定期的に提出した海外情勢に関する報告書。

#### 史料研究

【寛永十二年令】（1635 年）

一、異国え日本の船これを遣わすの儀、堅く停止の事。

一、日本人**異国え遣わし申す間敷候**。若し忍び候て乗渡る者これ有るに於てハ、其者ハ死罪、其船、船主共ニ留置き言上仕るべき事。

一、異国え渡り住宅仕り之有る日本人来り候ハズ、死罪申し付くべき事。

寛永 12 年が⇒1635 年だということ → 「**日本人異国え遣し申す間敷候**。」につきる。


史料研究（**寛永十六年** の鎖国令）

『一、伴天連同宗旨の者、隠れ居る所江彼の国（＝ポルトガル）よりつゞけの物送り与ふる事

右、茲に因り自今以後 **かれうた**（＝**ポルトガル船**）渡航の儀、之を停止せられぬ。此の上も若し差し渡るニおみてハ、其の船を破却し、并乗来る者速に斬罪に処せらるべき旨、仰せ出される者也。』

「寛永 16 年令が（1639）年だということ → 「**かれうた**渡海の儀、これを停止せられぬ。」なお「**かれうた**」とは⇒**ポルトガル船**だということも問われる。

#### 島原の乱

将軍	政治	戦乱
3代 <b>家光</b>	 <p>島原の乱は苛政に対する一揆である。天草四郎はロマンがあるね！しかし、参加者や期間の点から見て近世最大の規模であり、それだけの団結力を生んだ裏には宗教的な結束が幕府は感じた。 <b>鎖国政策</b>の徹底が必要となったのである。</p>	<p>②1637* <b>島原の乱</b> 総大将： <b>天草四郎時貞</b> 島原領主： <b>松倉</b> 氏 天草領主： <b>寺沢</b> 氏 の苛政に抗議 幕府方： <b>板倉勝昌</b> 戦死 <b>原</b> 城跡で一揆方抗戦 鎮圧： <b>松平信綱</b> <b>オランダ</b> 船幕府に協力⇒176 絵</p>